

## ゆざわ小町商工会 行動計画

職員の働き方を見直し男女がともに活躍できる職場環境を整備するとともに、仕事と家庭生活を両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ・令和4年4月～ 計画付与について周知するため、職員の取得状況の把握と制度の説明を行う
- ・令和4年4月～ 年次有給休暇の計画的付与を実施する

目標2：育児休業、介護休業制度の周知と情報提供を随時おこなう。  
また、職場復帰しやすい環境整備をおこなう。

<対策>

- ・令和4年4月～ 利用促進のため、また利用者以外の職員の理解を増進させるため育児休業等及び介護休業等に関する情報を随時全職員に周知する
- ・令和4年4月～ 休業取得者へ、休業期間中の定期的な情報を提供し、職場復帰しやすい環境整備をおこなう
- ・令和4年4月～ 法改正があった際には、全職員に周知する